

## ○亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（改正後）

### （目的）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づき、市における廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法及び浄化槽法の定めるところによる。

- （1）占有者 市内の土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。）をいう。
- （2）所定のごみ集積所 市が一般廃棄物を収集するための場所として指定したごみ集積場所をいう。
- （3）資源物 古紙、飲料用缶その他の金属類その他資源として再生利用することができるものとして規則で定めるものをいう。

### （市民の責務）

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

### （事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

### （市の責務）

第5条 市は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備、作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めるとともに、市長が定める計画に従って建物内外の大掃除を実施しなければならない。

2 何人も、公園、広場、キャンプ場、道路、河川、池沼その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障がない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

4 占有者は、自ら処分しない一般廃棄物については、法第6条第1項の規定による一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、及び保管し、並びに所定のごみ集積所に排出する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 占有者は、その土地又は建物内の動物（犬、猫その他これらに類する動物で産業廃棄物に該当するものを除く。）の死体を自ら処分しないときは、市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(資源物の収集又は運搬の禁止等)

第7条 市又は規則で定める者以外の者は、所定のごみ集積所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(審議会の設置)

第8条 法第5条の7第1項の規定に基づき、亀山市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事務)

第9条 審議会は、市内における一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議する。

(審議会の組織)

第10条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域住民組織の代表
- (2) 事業所等の代表
- (3) 廃棄物処理業者の代表
- (4) 再生資源回収業者の代表
- (5) 市議会議員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験者
- (8) 市職員

(審議会の委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(廃棄物減量等推進員)

第12条 市長は、市内における一般廃棄物の減量のための施策への協力その他の活動を行うため、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

(一般廃棄物処理計画)

第13条 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を変更したときは、遅滞なくこれを告示する。

(処理困難物の指定等)

第14条 市長は、市内から発生する一般廃棄物のうちから、現に市が処理を行っているものであって、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしてその適正な処理が困難となっていると認められるものを指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、市内において当該一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。

(一般廃棄物処理業等の許可の申請)

第15条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可、同条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可の更新の申請)

第16条 法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新又は同条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の申請)

第17条 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物の再生利用業の指定の申請)

第18条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第2号又は第2条の3第2号の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、5年を超えない範囲において前項の規定により指定をした指定証の有効期間を設けることができる。

(許可証等の再交付)

第19条 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業若しくは浄化槽清掃業の許可証又は再生利用業の指定証（以下「許可証等」という。）の交付を受けた者は、当該許可証等を亡失し、又は損傷したときは、規則で定めるところにより、その再交付を市長に申請することができる。

(許可等申請手数料)

第20条 第15条から第17条まで及び前条の規定による申請をしようとする者は、その申請の際、別表第1に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、返還しない。

(許可証等の返納)

第21条 許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 事業の全部を廃止したとき。
- (2) 許可又は再生利用業者の指定を取り消されたとき。
- (3) 事業の全部の停止を命ぜられたとき。
- (4) 許可証等の再交付を受けた後に亡失した許可証等を発見したとき。

(一般廃棄物処理手数料)

第22条 市長は、一般廃棄物の処理に関し、別表第2に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2 市長は、天災その他特別の事由があると認めるときは、前項に規定する手数料

を減額し、又は免除することができる。

3 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(市が処理する産業廃棄物の範囲)

第23条 法第11条第2項の規定により市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内とし、その都度市長が指定するものとする。

(産業廃棄物の処理費用の徴収)

第24条 市長は、前条に規定する産業廃棄物の処理に要する費用として、別表第3に定める額の費用を徴収する。

(清掃指導員の設置)

第25条 市長は、法第19条第1項に規定する立入検査を行わせるため、清掃指導員を置く。

2 清掃指導員は、職員のうちから市長が任命する。

3 清掃指導員は、常にその身分を示す証明書を携帯し、その提示を求められたときは、これを示さなければならない。

(報告の徴収)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物処理業者等から廃棄物の種類、保管、処理等に関し、必要な報告を求めることができる。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第28条 第7条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の刑を科する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成17年1月11日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年亀山市条例第19号）又は関町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年関町条例第4号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日から平成17年3月31日までの間、一般廃棄物処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥に係る部分を除く。）及び産業廃棄物の処理に要する費用については、第22条及び第24条の規定にかかわらず、なお合併前の条例の例による。

4 この条例の施行日の前日において、合併前の亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定による委員であった者は、この条例の規定により委嘱し、又は任命された委員とみなし、その任期は、第11条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

別表第1（第20条関係）

種類	区分	許可申請手数料
一般廃棄物処理業	新規	1件につき 8,000円
	更新	1件につき 4,000円
	変更	1件につき 4,000円
	再交付	1件につき 3,000円
浄化槽清掃業	新規	1件につき 8,000円
	更新	1件につき 4,000円
	再交付	1件につき 3,000円

別表第2（第22条関係）

種類	区分	手数料の額
動物の死体	犬及び猫	1頭につき 2,000円
	その他	市長がその都度定める額
その他の一般廃棄物	事業活動によって生じた一般廃棄物	搬入量10キログラムにつき（10キログラム未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該搬入量が10キログラム未満のときは、10キログラムと

		する。) 100円
	上記以外の一般廃棄物	
	1 搬入量が350キログラム以下のとき。	1,500円。ただし、市内に住所を有する者が自ら搬入するときは、当該手数料を免除する。
	2 搬入量が350キログラムを超え400キログラム以下のとき。	1,500円
	3 搬入量が400キログラムを超えるととき。	1,500円に100キログラムにつき500円を加算した額。ただし、100キログラム未満の端数があるときは、100キログラムとみなす。

備考 一般廃棄物処理業者が搬入するときは、事業活動によって生じた一般廃棄物の手数料を適用する。

別表第3 (第24条関係)

産業廃棄物の処理に要する費用
搬入量10キログラムにつき300円。ただし、10キログラム未満の端数があるとき、又は10キログラム未満のときは、それぞれ10キログラムとみなす。